

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

人手不足と世の中の変化

確定申告により毎月の巡回監査が遅れていますことお詫び申し上げます。

今回の確定申告は、マイナンバーの導入と、雑損控除、災害減免法の適用等で、普通の年分の3倍の事務量になりました。従業員も夜遅くまでよく働いてくれました。

申告の書類等の提出はできるだけ早め

お願い申し上げます。それは集中的にやることと、夜遅く、日曜祭日でもしなければならず、人手不足から今後対応しきれなくなる可能性があるためです。何よりも人手不足→過重労働→ブラック企業→職員の退職。一人前になるには少なくとも3~5年かかります。職員が辞めたら何をしているか分かりません。職員の労働環境を守ることが、経営者の努めになります。ヤマト運輸が人手不足から配送方法を変更したり、運転手の労働時間を短くしたり、大手同士での配達分担を協議したり、荷主さんとの値上げの交渉をしたり、色々な方法を考えていることは新聞紙上でご承知のことです。

当事務所も、このままでは職員の確保は益々困難になり、皆様のサービスに対応することが難しくなります。確定申告の資料等の提出は早目早目をお願い申し上げます。また、遅れた場合には割増料金をお願い申し上げます。これからはどの業種も人手不足による経営のやり方が変わってくるものと思います。人手不足による倒産、休廃業等も深刻な問題となっております。何卒ご理解とご配慮の程重ねてお願い申し上げます。

〈シリコンバレーから世界の動き、世の中が変化する?〉

3月18日から25日まで、サンフランシスコ、シリコンバレーの発展視察により世の中の流れが変わっていったのは、例えば、映画からテレビになり→今はスマホ。石炭から石油になり、次は電気エネルギーも原子力発電から→自然エネルギー太陽光発電、風力、水力、地熱現在でも感じられるのは

品名	昔	今現在
携帯電話	ノキア→マイクロソフトへ買収 モトローラ→分割されグーグルへ買収 と中国企業へ ソニー・エリクソン→合併解消	スマホ
フィルムカメラと デジタルカメラ	キヤノン→生き残ってはいないが ニコン→生き残ってはいないが ソニー→生き残ってはいないが	スマホ



	家電メーカー→撤退縮小 コダック→倒産	
ビデオカメラ	ソニー、パナソニック、JVC ジャケット →縮小	
ゲーム	任天堂はファイニッシュと組んで SCE (SIE) マイクロソフト	ポケモンGO
POS・レジ	飲食店、美容室、 タコ屋、小売店 クレジットカードのスクエアを	スマホやタブレット iPad や iPhone に つけるだけで カード決済とレジ機能と在庫確認まで出来る
スキャナー	HP (ヒューレット・パッカート、キャノン)	スマホ
コピー機	ゼロックス、リコー →縮小	スマホ
電子書籍	ソニー・リーダー アマゾン、キンドル	スマホ
電子辞書	カオ、セコインズ(SEL) →撤退	
温度計 キッチンタイマー メトロノーム 懐中電灯		スマホ

〈仕事と人生の生き方〉

後継者不足で休業廃業する前に相続問題を含めてまずご相談ください。→ **西田所長が対応します**

日本M&Aセンターの資料を同封しますのでご覧くださいませ。毎年4万社の企業が消滅(倒産1万社、休廃業3万社)。今のM&Aの流れは建設業、調剤薬局、介護事業です。

国民健康保険・後期高齢者医療制度 減免期間延長

(1) 医療費の一部負担金(窓口負担)の免除

対象期間

《延長前》
平成29年2月受診分まで

《延長後》
平成29年9月受診分まで



※ 受診の際に医療機関窓口へ、保険証と一緒に一部負担金免除証明書の提示が必要です。
※ 国民健康保険の免除証明書をお持ちの方で、新たに後期高齢者医療制度へ移行される方は、後期高齢者医療の免除証明書の取得

が必要です。
※ 有効期間が「平成29年2月28日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き平成29年9月30日まで、使用することができます。
※ 入院時の食事代、あんまはりきゅう、整骨院等又は医療保険の適用にならないものなどは免除の対象となりません。

対象となる方

- ・住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負われた方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、休止又は失職して現在収入がない方

免除証明書の申請方法

1. 「健康保険一部負担金等免除申請書(平成28年熊本地震)」を記入する。
2. 申請書に、被災状況等が確認できる書類を添付して、協会けんぽ支部へ提出 ※全ての申請書は郵送で手続きができます。
3. 申請書の内容を確認し、免除該当の方には「健康保険一部負担金等免除証明書」の送付があります。(該当しない方には不該当通知書の送付があります)
4. 病院や薬局を受診する際は、「保険証」「健康保険一部負担金等免除証明書」を提示してください。

添付書類

- ・住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合
→罹災証明書の写し
- ・主たる生計維持者が死亡した方の場合
→死亡診断書、警察の発行する死体検案書
- ・重篤な傷病を負った方の場合
→医師の診断書※1ヶ月以上の治療を有すると認められた場合
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
→警察に提出した行方不明の届出の写しなど

(2) 保険料の減免

対象期間

《延長前》
平成28年度分の保険料

《延長後》

平成29年度の保険料のうち9月分までの保険料
平成28年度分の保険料の減免については、平成29年4月13日(木)までに申請する必要があるようです。
※ 平成29年3月に熊本県後期高齢者医療被保険者の資格を取得する方については、4月中旬ごろに送付する保険料額決定通知書が届いてから平成29年4月24日(月)までに申請してください。
※ 申請期限までに申請できないやむを得ない事情がある場合は、各市役所等にご相談ください。



対象となる方

- ・住家が半壊以上の被災をされた方
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負われた方
- ・事業の廃止や失業等で主たる生計維持者の収入が一定(3/10)以上減少された方

※前年の所得が1,000万円を超える方等、減免対象とならない場合もございますので、詳しくは各市役所等にお問い合わせください。

※平成29年度の保険料に関する減免額の具体的な算定方法や申請手続きの詳細については、決定次第、市政だより等でお知らせがあるようです。

※介護保険制度についても上記と同じような減免期間の延長や介護保険サービス利用料の免除があるので、詳しくは各市役所等にお問い合わせください。

参照(熊本市 被災者生活支援情報・全国健康保険協会HP)

被災代替資産の特別償却

平成29年度の税制改正により災害に対応する税制上の措置が恒常的な措置として設けられます。今後災害により一定の代替資産を取得等した場合に、特別償却が認められることとなります。熊本地震は「特定非常災害」に指定されており、非常災害の発生日の翌日以降5年経過日までに取得等した一定の減価償却資産が対象で、主な要件は下表の通りです。



この改正は平成29年4月1日以後に終了する事業年度分について適用されます。ただし、例えば平成29年3月期など、施行日である平成29年4月1日前1年以内に終了した事業年度については、経過措置が設けられており、遡って本制度の適用が可能となります。

具体的には、被災代替資産を平成29年4月1日の属する事業年度(経過事業年度)に保有していれば、経過事業年度において、特別償却不足額制度(措法52の2)や準備金方式の特別償却制度(措法52の3)を適用できます。

○対象となる被災代替資産と償却割合

取得時期	特定非常災害の発生日翌日以後5年経過日まで
対象資産(被災代替資産)	① 特定非常災害により事業供用ができなくなった資産の代わりとして取得及び事業供用した建物(付属設備を含む)又は構築物、機械装置 ② 取得後被災区域等で事業供用した建物(付属設備を含む)又は構築物、機械装置

償却割合		発災後3年経過日まで	発災後3年経過日以後
	建物または構築物	15% (18%)	10% (12%)
	機械装置	30% (36%)	20% (24%)
(カッコ内は中小企業者等が取得等した場合の償却割合)			

健康保険料率の引き上げのお知らせ

平成29年度、4月納付分から、健康保険料率が引上げられます。介護保険料率については、変更はありません。

給与・賞与の 10.10% H29.2(3月納付分迄)	→	給与・賞与の 10.14% H29.3(4月納付分から)
-----------------------------------	---	------------------------------------

※保険料改定に関する詳細は、協会けんぽのHPをご参照ください
(<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>)

平成29年度税制改正セミナー

知っていた方が良い税制改正のポイントを今年もやります!第2部では相続税・事業承継について講師 西田 尚史よりご提案させていただきます!

第1部 (13:30~15:00) 税制改正のポイント
今回の税制改正について詳しくご説明します。
講師 未来税務会計事務所 代表社員 西田 尚史
第2部 (15:10~16:00) 相続税・事業承継
相続税・事業承継についてご提案も含めてご説明致します。
講師 未来税務会計事務所 代表社員 西田 尚史

日時:平成29年4月19日(水)13:00受付 13:30開始
場所:当事務所3F会議室
熊本地震から1年、皆様ご多忙中の中での開催ですが奮ってご参加下さいますようお願い申し上げます。



チラシ配布希望者は
担当者まで♪

企業シリーズ246

てんてこ村

新外交差点すぐそばにあるてんてこ村は、店内は落ち着いた雰囲気、カウンター・小上がり座敷・テーブルがあり、熊本天草の新鮮な地魚料理が堪能出来ます。定番のブランドメニューの他ホワイトボードにその日のおすすめ料理を毎日20種類位用意し、料理からも四季を感じられるようしてあります。是非一度行ってみては!?

【お問合せ】
住所:熊本市東区新外3-1-102
電話番号:096-365-2677
営業時間:18:00~24:00
定休日:月曜日
駐車場:有

スシロー 熊本新外店
熊本交差点
本庄内科病院

てんてこ村 検索

いってみてハイよ~~~~♪

製作・発行:税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel:096-368-2030 / Fax:096-368-4639
<http://miraizeimu.com/>